

町民課からのお知らせ

高齢者向け給付金の受付がはじまります

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵がおよびにくい高齢者の方を支援します。これは、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、平成28年前半の個人消費の下支えの助けとなるよう、給付金を支給するものです。対象となる方は、お早めに手続きをされますようお願いいたします。

1. 支給対象となる方

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方のうち、平成29年3月31日までに65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)が支給の対象となります。ただし、次の場合は支給の対象外です。

- ・生活保護制度の被保護者となっている場合
- ・支給対象者を扶養している方が平成27年度分の町民税を課税されている場合(扶養している方が町外に見える場合も含みます)

町では、「平成27年度臨時福祉給付金」の支給対象者に対し申請書を送付させていただきます。

2. 支給額

支給対象者1人につき **30,000 円** 支給は1回限りです。

3. 申請期間

5月9日(月)～8月31日(水)

※申請期限を過ぎると支給できなくなりますので、お早めに手続きを済ませてください。

4. 申請書に必要な添付書類

①本人確認書類

※必ず対象者全員分の本人確認書類をご用意ください。

【1種類で良いもの】

免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カード・個人番号カードなど、官公庁が発行した写真付きの証明書

【2種類が必要なもの】

- ア 健康保険証・年金手帳・年金証書・地方公共団体が発行した医療受給者証など
- イ その他本人が確認出来る書類(病院の診察券など)
- ※ アの書類を2種類かア・イの書類をそれぞれ1種類ずつ提示していただくことが必要です。

②振込先金融機関確認書類 (申請書に印字してある金融機関口座を希望される場合は不要です)

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳またはキャッシュカード
 ※「臨時福祉給付金申請書」に記載の「1.申請・受給者」または「5.代理人」名義の口座に限ります。

③扶養者の非課税証明書 (一部の方のみ添付が必要)

町外のご親族(非課税者)に扶養されている方などは、扶養者の非課税証明が必要になります。

町外のご親族(課税者)に扶養されていたりして対象にならない場合があるよ。自分が臨時福祉給付金の対象となるのか、よ〜くカクニンジャ!対象にならない場合もあります。



さあ、役場へ申請に行くぞ! オット…申請に行く前に、必要な書類を忘れていないか、もう一度よ〜くカクニンジャ!!

イメージキャラクター
カクニンジャ

●厚生労働省 給付金に関する専用ダイヤル

み な いきゅうふ
0570-037-192

□お問い合わせ 役場1階 町民課 ☎43-2111(内線2111) および 役場各出張所